

【全建協連】別冊Vol.6

マイナンバー制度がスタートします

マイナンバー制度への 実務対応

発行・監修



全国建設業協同組合連合会

マイナンバー制度とは？

今年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12ケタの番号をマイナンバーと言います。

個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられます。

また、法人には1法人1つの法人番号(13ケタ)が指定されます。

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会制度です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に逃れることや不正な需給の防止に役立ちます。



本当に困っている方へのきめ細やかな支援が可能に。

国民の利便性の向上

行政事務が効率化され、市民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。



被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な支援が期待できます。

行政の効率化

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ることで、行政手続きも簡素化され、国民の負担が軽減されます。



行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受取ることがスムーズに。

申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番

◆住民票を有するすべての人に。

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に簡易書留にて郵送。

- ◆書留の中身を確認(以下の3つが入っているか確認)
 - ①通知カード
 - ②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
 - ③説明書
- ◆個人番号カードを申請
 - ・郵送もしくはオンラインで

H28年1月～

各市町村で市町村の窓口で個人番号カードの受け取りが可能。

- ◆マイナンバーの利用開始
 - ・税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きでマイナンバーの利用が開始される
 - ・申請者への個人番号カードの公布も開始。

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。

名前や住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりません。

マイナンバーはこんな時に使います

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要です。

マイナンバーは、現在この3つの分野の中で定められた行政手続きにしか使えません。

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することがあります。

社会保障

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付請求
- ・福祉分野の給付・生活保護
など

税

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ・都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払い報告書などに記載
など

災害対策

- ・防災・災害対策に関する事務
- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務
など

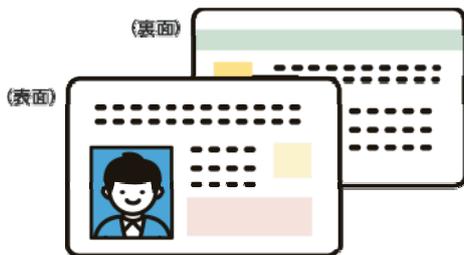
将来的にはこんな使い方も予想されます。

- 医療分野(個人医療の経年把握)
- 引っ越しに必要な手続きをワンストップで
(行政機関への各種届出に加え、電気・ガス・水道などの民間サービスへの届け出がワンストップでできるよう検討されています)



「**個人番号カード**」は無料で取得でき、
本人確認に利用できる公的身分証明書です。

- ・e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。
- ・図書館利用や印鑑登録証など、地方公共団体が条例で定めるサービスにも利用可能。
- ・コンビニなどで、住民証などの証明書が取得できます。



個人番号カード

- 表面:個人番号を記載しない
→コピーできる者に制限はない。
但し、本人への同意等により可能。
- 裏面:個人番号を記載する
→コピーできるものは、行政機関や雇用主
など、法令に規定されたものに限定。

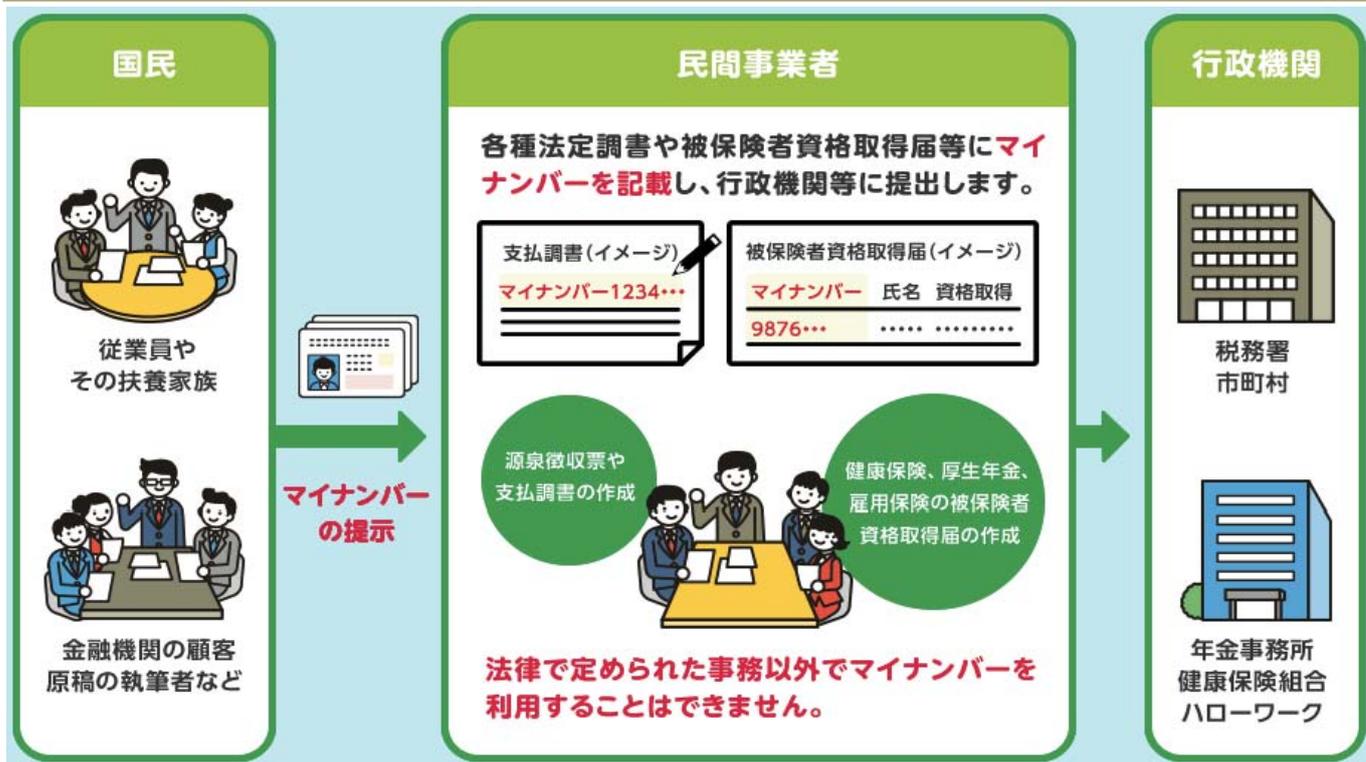
個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報記録されません。万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日専用ダイヤルで対応します。

「個人番号カード」とは?

民間事業者にも制度の影響はあるの？

平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを取扱います。

- 源泉徴収の作成
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成 など



取扱いへの必要な準備

対象業務を洗い出した上で、組織としての準備が必要です。組織体制やマイナンバー利用開始までのスケジュールを検討し、対応方法を決定してください。



マイナンバーを適正に扱うための社内規定づくり。

(基本方針、取扱規程の策定)



マイナンバーに対応したシステムの導入・開発及び改修。

(人事、給料、会計システム等への対応)



特定個人情報の安全措置の検討。

(組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)



社内研修・教育の実施。

(特に総務・経理部門などマイナンバーを取扱う事務を行う従業員への周知徹底)

民間事業者は どんな時にマイナンバーを使うの？

マイナンバー制度の導入に伴い、様々な税務関係書類の様式も変わります。
 税務・社会保険関係で多くの様式が変更される予定です。
 時期は制度によって異なりますので、それぞれの書類にマイナンバーを記載する
 時期をきちんと把握し、準備をしておくことが大切です。

分野	主な届出書等の内容	施行日
税	「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定 ●給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ●従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 ●給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 ●退職所得の受給に関する申告書 ●公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など	平成28年1月1日提出分～
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定 ●雇用保険被保険者資格取得届 ●雇用保険被保険者資格喪失届 など 「法人番号」を追加予定 ●雇用保険適用事業所設置届 など	平成28年1月1日提出分～
健康保険 厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定 ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など ●健康保険被扶養者(異動)届 など 「法人番号」を追加予定 ●新規適用届 など	平成29年1月1日提出分～ 平成28年1月1日提出分～

国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出等にマイナンバーを記載することとなります。

※短期のパートアルバイト、報酬の支払いなどでは平成28年1月以降、早期にマイナンバーの取得・記載等が必要です。

民間事業者がマイナンバーを記載する書類(参考例)

税分野

- ・給与所得、退職所得の源泉徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- ・給与支払報告書
- ・不動産の使用料等の支払調書 など

社会保障分野

- ・雇用保険被保険者資格取得(喪失)届
- ・健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届
- ・健康保険被扶養者(異動)届
- ・育児休業等取得者申出書、終了届
- ・国民年金第3号被保険者関係届 など

例) 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー制度導入後

「支払を受ける者」のマイナンバーを記載

「控除対象配偶者」及び「扶養親族」の氏名及びマイナンバーを記載

「支払者」のマイナンバーまたは法人番号を記載

A6サイズ

A5サイズ

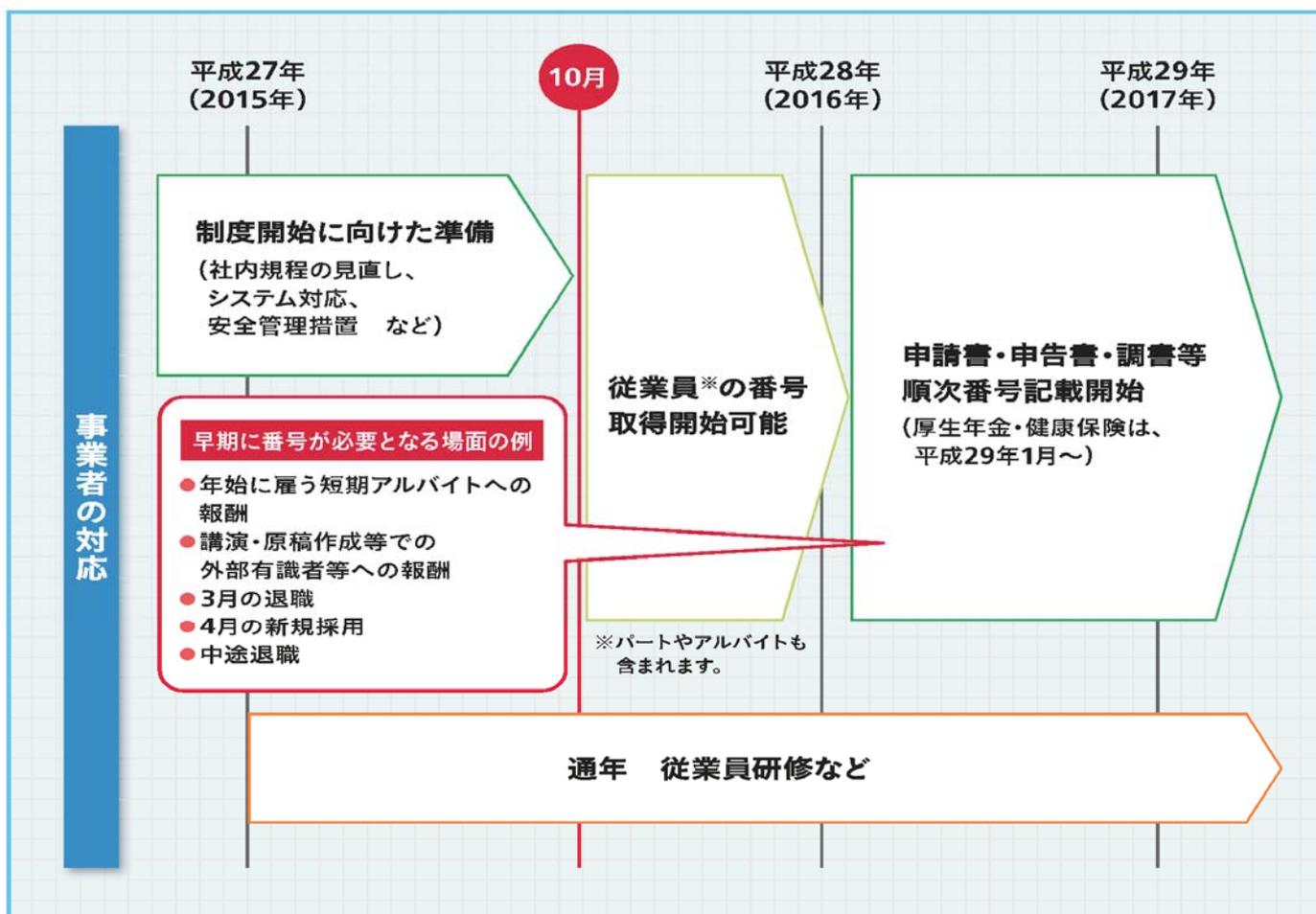
※所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年財務省令第53号)より抜粋

新様式になる手続き書類のほとんどは、マイナンバーを記載する箇所が増えるだけだよ！



民間事業者のための マイナンバー準備スケジュール(例)

無理なく万全な対策を整えるためには、計画的な準備が必要です。
スケジュール表を確認し、状況をチェックしながら準備を進めていきましょう。



従業員の番号取得に対しては、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど基本的なことを知ってもらいましょう。

本冊子の最終ページをコピーの上、ご利用ください。



マイナンバー

従業員などからのマイナンバーの提出日は各社でご記入ください。

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人*には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※ 法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)



取扱いの注意点・管理のために必要な事

マイナンバー制度では、法律で決められた範囲以外での利用が禁止されています。またマイナンバーは個人情報保護のため、その管理に当たっては安全管理措置などが義務付けられます。

マイナンバーを含む個人の情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に合せた対応をしましょう。

取得

10月以降、通知が届き次第、従業員からマイナンバーの取得を始めることが可能です。従業員などの番号取得には「扶養家族」も含まれます。

※従業員などへの通知は、最終ページをコピーの上、ご使用ください。

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！

- **利用目的をきちんと明示する必要があります。**
法律の範囲内で利用目的を特定して明示しておく必要があります。

- **マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。**

取得の際は他人のなりすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。従業員が扶養家族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合、従業員が扶養家族の本人確認をすることになります。

「源泉徴収票に記載して提出します」などきちんと明示を。



本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合

個人番号カードを持っていない場合

身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認
運転免許証orパスポートなど

番号確認
通知カードor
住民票(マイナンバー付き)など

個人番号カード



保管・破棄

マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！

- **必要がある場合に限り、保管し続けることができます。**
翌年度以降も継続的に雇用契約がある場合
所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合 など

基本方針の策定
取扱規程等の策定



会社

組織的安全性
管理措置



人的安全管理措置



物理的安全性
管理措置



技術的安全性
管理措置



- **不必要になったら、できるだけ速やかに破棄・削除しなければなりません。**
マイナンバーを事務で利用しなくなった場合
保存期間を経過した場合 など

年度ごとにファイリングするなど、破棄や削除を前提に「保管体制」を確認してみよう。



組織的・人的安全管理措置

- ・ **担当者の明確化**
担当者以外がマイナンバーを取扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者を明確にしましょう。
- ・ **適切な教育**
従業員に対するマイナンバー制度概要の周知など、従業員への教育も大切です。

物理的・技術的安全管理措置

- ・ シュレッダーなどプライバシーに配慮して書類を破棄できるよう準備
- ・ カギ付棚を用意
- ・ 取扱担当者を決め他の人は情報にアクセスできない仕組み
- ・ パーテーションの設置や座席の工夫
- ・ ウイルス対策ソフトウェア導入
- ・ パスワード設定



など、事業者の規模に応じて対応してください

従業員の皆様へ

マイナンバー制度、始まります。

平成27年10月からマイナンバーが一人ひとりに配布されます。

- ・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12ケタの番号で「通知カード」が送られてきます。
- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が始まります。
- ・マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

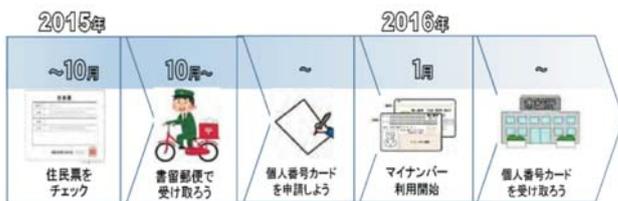
行政手続きが早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- ・社会保険の手続きや源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続きで利用することで、確認作業の無駄が削減されます。
- ・正確な情報に基づく確認により給付等の不正受給の防止に繋がります。

平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーの記載が必要なため、事業者は従業員などのマイナンバーを取扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などにおいて、従業員(含む扶養家族)などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・個人情報を守るため、マイナンバーは法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

月 日までに、マイナンバーを提示してください。



本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合

身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。

個人番号カード



個人番号カードを持っていない場合

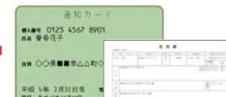
以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認

運転免許証orパスポートなど

番号確認

通知カードor住民票(マイナンバー付き)など



なお、マイナンバーの提示の際は、なりすまし等を防止するため、**本人確認を行います。**

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

お問合せ

コールセンター (全国共通ナビダイヤル) マ イ ナ ン バ ー
0570-20-0178

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
050-3816-9405におかけください。

公式 Twitter

内閣官房社会保障改革
担当室(番号制度)

@MyNumber_PR



マイナンバー ツイッター

検索

発行・監修

<国土交通大臣(建設大臣)認可>

全国建設業協同組合連合会(全建協連)

〒104-0032
東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 4F
TEL 03(3553)0984 FAX 03(3553)0805
Mail jimukyoku@zenkenkyoren.or.jp
http://www.zenkenkyoren.or.jp/



この冊子は環境にやさしいFSC®森林認証紙を使用しています。